

2月 1日

平成18年（2006）

■交通死亡事故ゼロ1,000日達成……2～3

■二十歳の旅立ち……4～5

Main Contents



二十歳の門出

新成人281名が20歳の第一歩を踏み出しました。(1月8日)

日達成

村では、平成十七年十二月二十五日（日）午前零時をもって交通死亡事故ゼロ千日を達成しました。

翌二十六日（月）に福島県交通対策協議会表彰伝達式が村文化センターで行われ、県南地方振興局次長より西郷村交通対策協議会長（村長佐藤正博）に表彰状が手渡されました。

交通死亡事故ゼロ 1,000



福島県交通対策協議会

表彰伝達式



▲表彰伝達を受けた協議会の皆さん

値のあることです。

村行政の活動ばかりでなく、地域のボランティアの方々と交通安全協会分会の地道な活動が記録達成の大きな力となりました。

村民の皆さんと共に達成した喜びを分かち合い、「交通死亡事故ゼロ二千日」を目指し、関係機関と連携を図ってまいります。

交通量が多い地域での 千日達成

村は、地理的に東北の玄関口、福島県の南部に位置し、栃木県との県境にあります。

新幹線の止まる新白河駅や東北自動車道白河インターチェンジなどがあり、さらには国道四号が村内を縦断しており、交通が発達した村です。

また、村内には、大型スーパーの「ジャスコ白河西郷店」、場外馬券場「ウインズ新白河」や工場が建ち並び、他地域からの車などでの交通



▲ボランティアの活動があればこそ

量がますます激しくなっています。

この交通環境の中、交通事故から地域住民や村を訪れる方々の生命を守るために、昭和五十三年に交通対策協議会を設置し、交通安全鼓舞パレードや目のさめる運動や各交通安全運動期間中の街頭活動を実施してきました。

村行政の活動ばかりでなく、地域のボランティアの方々と交通安全協会分会の地道な活動が記録達成の大きな力となりました。

地域ごとの交通安全 に向けて

村対策協議会では、村を三つの地域に分けています。住宅地などが多い熊倉分会、国道四号が走る小田倉分会、観光やレジャーで人が集まる甲子高原分会です。

この分会の地域は、それぞれ特徴のある交通事故が発生します。この事故を無くす為に分会ごとに様々な活動を行ってきました。

熊倉分会は、通学路での安全を確保するためにカーブミラーの清掃作業や児童・生徒の自転車の点検などを定期的に行っています。

小田倉分会は、国道四号がある事から、交差点での死角をなくすために雑草等の刈り払い作業や中学生の自転車へ反射材の取り付けを行っています。

甲子高原分会では、観光客に危険箇所を伝える情報看板の設置や道路の凍結時の融雪剤の散布を積極的に進めました。



交通安全



また、各交通安全運動期間中には、交通安全街頭指導やシートベルトの着用率調査、広報車による広報パトロールが村内の交通事故防止に役立っています。

この運動では、地域安全推進協議会や交通安全母の会、白河地区交通安全パトロール隊、交通安全教育専門員などと連携して行う事により地域全体での交通事故を起こさせないとの意識が高められ、記録達成につながっています。

交通死亡事故ゼロ 二千日を目指して



白河地区交通安全協会西郷支部
支部長 常松 幸保

このたび西郷村が、交通死亡事故ゼロ千日を達成し、西郷支部長として皆様にご心より感謝申し上げます。

西郷村には、交通安全協会の分会が三つあり、各地域ごとに独自の活動をしている事は周知であることと思います。

また、村全体の事業として夜間の歩行者の見え方などを学ぶ高齢者の交通安全教室を夜間に開催したり、村内の小学生二十人に委嘱している交通安全少年団の研修を鹿沼の交通安全教育センターで行うなど体験型の事業を行って参りました。

しかし、それだけで交通死亡事故ゼロ千日を達成出来たわけではありません。

地域安全推進協議会の毎月の広報パトロールや春と秋の交通安全運動期間中の村民の方による通学路での街頭指導など村民一体となって交通安全運動を行って来た、たまものであると思っています。

今後とも、二千日、三千日と記録を更新できるよう、活動して参りますので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

今年1年も交通安全で過ごせますように



一月十七日、西郷村交通対策協議会は、更なる交通死亡事故ゼロの記録更新を目指し、鹿嶋神社で交通安全祈願祭を行いました。

佐藤村長をはじめ、交通安全関係者ら約三十名が、お祓いを受けた後、玉ぐしを捧げ今年一年の交通安全を祈願しました。

引き続き、白河警察署を訪れ、村民七千六百二十七名から集めた飲酒運転追放署名簿を佐藤村長から白河警察署高宮彰署長へ手渡しました。

二十歳の旅立ち

平成18年 西郷村成人式

二十歳の門出を祝う「平成十八年成人式」が、一月八日に村文化センターで行われ、二百八十一名が感激も新たに大人の仲間入りをしました。

また、今回は初めて、新成人による実行委員会を組織し、昨年の十一月から打ち合わせを実施、当日は受付や司会などを行い、思い出に残る式となりました。

今年は、二百八十一名（男性百二十八名・女性百五十三名）が成人となり、実行委員会副会長の阿曾真由美さんのあいさつで式に入り、新成人を代表し、邊見啓明さんに成人証書が授与されました。

佐藤村長から「村内外はもとより世界へ向かって羽ばたいてほしい」と式辞が述べられました。

実行委員会会長の佐藤好浩さんが「どんな時でも、両親、家族、恩師そして仲間達の存在を力とし、自らの力でより良い社会を築いていけるような立派な社会人になるよう努めたい」と誓いの言葉を述べました。

また、中学時代の恩師からのビデオメッセージも上映され、懐かしさに会場内は笑顔と歓声に包まれ、厳粛な中にも和やかな雰囲気で行われました。

会場は、色鮮やかな振り袖や、真新しいスーツ姿の新成人で華やかな雰囲気に包まれ、旧友との久しぶりの再会に近況を報告したり、記念撮影を楽しむ姿が見られました。

集まった十名は、一生に一度の成人式を思い出に残る素晴らしいものにしようと、式典の内容や記念品、記念リーフなどを選定するために何度も委員会を開きました。

そして、当日の式典では、受付や式の司会などの役割分担をして、新成人が自分たちで作った成人式となりました。

また、式典に入る前に副会長の阿曾真由美さんから、新成人に向け、実行委員会の主旨やこれまでの経過の説明があり、皆さんと一緒に素晴らしい成人式にしようとのあいさつがありました。



成人式実行委員会

今回の成人式は、新成人十名で編成される「成人式実行委員会」が中心となって執り行われました。この「成人式実行委員会」は、昨年六月に発行された広報紙などで募集し、応募した十名により運営



▲成人式実行委員会のメンバー

実行委員会会長の佐藤好浩さんと副会長の阿曾真由美さんのお二人に式典終了後に感想を聞くと「初めて実行委員会の仕事をしてみても、時間が無くてわからない事が多かったけれども無事式典が終わってほっとしています。この経験が今後の人生に生かして行きたい。」と語っていました。

最後に、これからの西郷村について望むことを聞いたところ「若い人がもともとと活躍して活気のある村にしたい。」とのことでした。

新成人のみなさんにとって輝かしい人生でありますよう願っています。

二十歳のスナップ



利用者の減少が進む生活路線バス

村では、これまで三回にわたり利用状況調査や、アンケート調査を実施し、利用者数や利用目的などについて調査を行いました。

これらのデータを基に生活路線バス等運行対策審議会において検討していただきましたが、この度、提言がまとまり村長へ答申されました。

生活路線バスの見直しに向けて



路線バスの現状

西郷村の生活路線バスは、現在、11路線57便を運行しており、通勤・通学・通院・買物など住民の日常生活を支える公共交通としての役割は大変重要なものです。

しかし、自家用車の普及などから利用者が急速に減少し、路線バスを維持するための村の負担金が毎年増加の一途をたどっています。

また、新白河駅を中心とした生活圏の変化に対応することや、公共施設などを結ぶ交通ネットワークを新たに考え、便利でより多く利用していただけるバスの運行をしなければなりません。しかし、現在の路線は、白河駅を起点とした放射状に延びる路線で、11路線のうち3路線しか新白河駅を経由していないことから、見直しの課題とされていました。

審議会を開催

これらのことから、住民代表や有識者で構成する生活路線バス等運行対策審議会を開催し、路線バスの見直しについて検討していただきました。

路線バスは、これまでほとんど見直しされていないこともあり、バスを有効活用するために、三回にわたり審議されました。

路線バス見直しに関する提言

◆基本的見直し事項

◎利用の極端に少ない便は減便、または、路線を統廃合する。

◎新白河駅を中心とした生活圏の変化に対応して、全便を新白河駅経由とする。

◎原中経由の便数が多いため、時間調整をしながら減便を行う。

◎利便性の向上を図るため、新たに公共施設（役場・保健福祉センター等）、新白河駅、大型商店などを循環するバス、いわゆる「横の路線」を検討する。

◎白河駅と新白河駅のどちらを起点にするかは、今後も便ごとの検討が必要である。

◎見直し後も、利用状況調査等を継続的に実施し、利用者の動向を見ながら、軽微な見直しには柔軟に対応していく必要がある。

◆具体的見直し内容

現行路線の見直し

利用者の少ない便や便数の多い路線は時間調整をしながら減便、または路線を統廃合し、11路線を9路線に、57便を38便に減便する。

また、全便を新白河駅経由または、発着にする。

新たな路線の創設

白河駅を起点とした放射状に延びる現在の路線に対して、横の路線として、集落間や役場・保健福祉センター・大型商店・新白河駅などを結ぶ循環バス2路線（北部循環・南部循環）4便を運行する。



《現在》

路線名	便数	
	下り (白河駅発)	上り (白河駅行)
真名子線	3	3
高助線	3	3
追原経由川谷線	2	1
追原経由甲子線 ※	2	4
少年自然の家経由甲子線 ※	2	0
追原経由由井ヶ原線	2	2
原中経由川谷線	4	4
太陽の国線	2	2
綱子線	2	2
台上線	2	2
原中経由勝負沢線 ※	5	5
11 路線	29 便	28 便

※新白河駅を経由する路線

《提言内容》

路線名	便数	
	下り	上り
真名子線	1	2
高助線	1	2
追原経由川谷線	1	—
追原経由甲子線 (少年自然の家経由を廃止)	4	4
追原経由由井ヶ原線	2	2
原中経由川谷線	4	4
太陽の国線	1	1
台上経由綱子線 (綱子線と台上線を統合)	2	2
原中経由勝負沢線	2	3
北部循環（新規）	右回り1	左回り1
南部循環（新規）	右回り1	左回り1
11 路線	20 便	22 便

◆今後の公共交通機関のあり方について

審議会では、新たな公共交通システムとしてのデマンド型乗合タクシー、コミュニティバスなども検討しましたが、本村には地理的条件になじまないことや、新システムを導入する初期投資や運営経費の増大が考えられるため、今回は現行路線の部分見直しと、新規路線の検討をすべきとの内容でまとめられました。

また、温泉旅館等の送迎バス、ジャスコバスやヤーコンバス（天栄村の観光協会が運行しているバス）の利用、本村の地理的条件を勘案した新たな方策、スクールバスや村のバス利用も含め公共交通機関をトータルで考える必要性、バス料金の問題、今後の高齢化社会への対応など貴重な意見が出されました。

これらの意見については、新たな方策の具現化には課題が多く、提言までには至りませんでした。住民の福祉の増進と最少の経費で最大の効果を上げることが行政の重要な役割であり、今後もこれらの意見を尊重し、より良い公共交通システムの構築を期待すると提言されました。

路線バス運行の変更について

審議会の答申を踏まえ、現行路線の見直しを行い、四月一日から実施できるよう検討しております。なお、路線バスの運行見直し結果につきまして、次号でお知らせします。

公表します！

給与・定員管理等について

村職員の給与・定員管理等については、村議会における給与条例、予算等の審議を通じて明らかにされているところですが、村民の皆さんにさらにご理解とご協力をいただければ、給与・定員管理等について、そのあらましをお知らせします。なお、詳細な内容につきましては、三月上旬以降の村のホームページをご覧ください。

◇人件費の状況

【表1】平成16年度人件費（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (年度末17,331)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考) 15年度の人件費率
16年度	19,306人	75億2,113万円	1億4,465万円	15億357万円	19.99%	21.96%

(注) 人件費には特別職（村長、助役、教育長、議会議員、各種委員）に支給される給料・報酬等を含みます。

【表2】一般職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 (A)	給与費				1人あたり給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	その他手当	計(B)	
17年度	160人	6億6,128万円	2億7,237万円	8,072万円	10億1,437万円	633万円

(注) 1 給与費は平成17年度当初予算に計上された額です。
2 その他手当には退職手当は含みません。

◇職員の給与の状況

【表3】職員の平均給料月額と平均年齢の状況

一般行政職	
平均給料月額	平均年齢
357,700円	45.3歳

(注) 平成17年4月1日現在

【表4】職員の初任給・学歴別経験年数別平均給料月額の状況

区分	初任給	採用2年経過日 給料月額	経験年数		
			10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	170,700円	184,400円	325,400円	346,200円
	高校卒	138,800円	148,500円	272,900円	321,800円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

【表5】一般行政職の級別職員数の状況（平成17年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事	主事	主事	主査	係長 主任主査	課長補佐 専門主査	課長 幹事	参事	
職員数	0人	8人	10人	13人	33人	35人	12人	4人	115人
構成比	0.00%	6.96%	8.70%	11.30%	28.70%	30.43%	10.43%	3.48%	100%

(注) 1 本村の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

【表6】昇給期間短縮の状況

区分	職員数(A)	普通昇給期間を短縮して昇給した職員数(B)	比率(B/A)
一般行政職	115人	7人	6.09%

(注) 職員には年1回の昇給（普通昇給）や、勤務成績が特に良好な場合、さらに上の号給に昇給させる特別昇給（昇給期間短縮）の制度があります。

【表7】職員手当の状況

区分	本村	国
期末手当・勤勉手当	国に同じ	6月期 12月期 計 職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有り
退職手当	国に同じ	(支給率) 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置2～20%加算)
特殊勤務手当	区分	
	職員全体に占める手当支給職員の割合	
	支給対象職員1人当たり平均支給額	
	手当の種類(手当数)	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	・除雪車両運転業務従事職員の手当 ・用地交渉業務従事職員の手当
	多くの職員に支給されている手当	・除雪車両運転業務従事職員の手当 ・用地交渉業務従事職員の手当
時間外勤務手当	平成15年度	支給総額
		職員1人当たり支給年額
	平成16年度	支給総額
		職員1人当たり支給年額

(平成17年4月1日現在)

区分	支給要件	手当額(月額)
扶養手当	次に掲げる人で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けている人 ◆配偶者 ◆満22歳の年度末までの子、孫 ◆満22歳の年度末までの弟、妹 ◆60歳以上の父母、祖父母 ◆重度心身障がい者	◆配偶者 13,500円 ◆扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,500円 ◆扶養親族である配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,000円 ◆配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ◆2人目の扶養親族 6,000円 ◆その他の1人 5,000円 ◆満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算) 5,000円
住居手当	◆住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員(借家) ◆自宅を所有している職員(自宅)	◆借家 100円～27,000円 ◆自宅 2,500円 ただし、取得後5年に限り 3,500円
通勤手当	通勤距離が2km以上になる職員で交通機関を利用し、あるいは交通用具を使用している職員	2,200円～51,000円 (51,000円を超える額については、その額と51,000円との差額の2分の1を加算した額)

【表8】特別職の報酬等の状況（平成17年4月1日現在）

区分	給料月額等	期末手当
村助収入教育	長給 788,000円	6月期 1.60月分 12月期 1.70月分
	役給 609,000円	
	長料 571,000円	
	教員 556,000円	
議副議長	長報 330,000円	計 3.30月分
	議員 264,000円	
	員酬 240,000円	

◇定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

■定員適正化目標（数・率）

平成17年度から21年度までの5年間、これまでの定員管理の実績、将来の行政需要、従来事務の現状等を勘案して総員数において10名（5.5%）の減員を図る。

■定員適正化手法の概要

(1)組織・機構の簡素合理化

課等を統廃合し、担当制とするとともに係制を廃止し、グループ制を導入することにより、社会情勢の変化や住民ニーズに的確に対応できる柔軟な組織づくりを図る。

(2)職員採用の抑制

臨時職員等を活用し、退職者補充を7割程度に抑える。

(3)民間委託

施設管理業務に限らず、外部委託できるものについては積極的に委託する。

(4)OA化の推進

庁内のOA化をさらに推進し、事務の省力化、効率化を図る。

(5)サンセット方式

期限の定められた事業、一遍的な事業については事業終了時の自動的なスクラップを原則とする。

(6)職員の能力開発

職員の資質向上のための研修を行い、公務能率の向上を図る。

【表9】定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要（平成17年4月1日現在）

区分		平成16年 計画前年	平成17年 1年目	平成18年 ～21年計	主な増減理由
一般行政	増員		9	13	新採用による2名増、部門間異動による7名増 退職による4名減、部門間異動による5名減
	減員		9	19	
	差引		0	△6	
	職員数	122	122	116	
特別行政	増員		1	6	部門間異動による1名増 退職による1名減、部門間異動による2名減
	減員		3	5	
	差引		△2	1	
	職員数	37	35	36	
公営企業等計	増員		0	4	
	減員		1	6	
	差引		△1	△2	
	職員数	23	22	20	
計	増員		10	23	
	減員		13	30	
	差引		△3	△7	
	職員数	182	179	172	

(注)「特別行政」には、教育委員会の職員が該当します。

(注)「公営企業会計」には、水道、下水道、農業集落排水、国民健康保険、介護保険、介護サービスの各事業の職員が該当します。

村議会報告

平成十七年第四回定例会（十二月九日から十六日）が開かれました。定例会では、条例の改正や平成十七年度補正予算など村長提出の議案十二議案、諮問一件、専決処分についての報告四件と、議員提出の議案二議案が提出されました。

提出された議案の主な内容についてお知らせします。

第四回定例会

村長提出議案

▽西郷村公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（可決）

指定管理者に公の施設を管理委託する際の手続きについて、基本的事項を定めるものです。

▽特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（可決）

指定管理者選定委員会委員の報酬額を追加したものです。

▽西郷村教育委員会委員の任命について（同意）

荒谷幸作氏を再度委員に任命するため同意したものです。

▽西郷村固定資産評価審査委員会委員の選任について（同意）

鈴木通久氏の後任に、武井保氏を選任するため同意したものです。

▽人権擁護委員候補者の推薦について（可決）

田邊敏捷氏を、再度委員候補者として推薦するために可決したものです。

補正予算

今回提出された補正予算は全て原案どおり可決され、別表（1・2）のとおりとなりました。

議員提出議案

▽公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める意見書の提出について（可決）

▽木材の供給及び地域材の利用拡大を求める意見書の提出について（可決）

※これらの可決された意見書は、関係省庁へ送付されます。

請願・陳情

▽第四回定例会に提出された陳情は二件でした。各所管の常任委員会が付託を受け審査

し、本会議において次のとおり決定しました。

陳情

▽公益的機能を有する森林整備に向けた具体的施策の実施を求める陳情（採択）

▽木材の供給及び地域材の利用拡大を求める陳情（採択）

●（別表1）一般会計・特別会計

会 計	補正額	総 額
一 般 会 計	84,300 千円	6,269,047 千円
老 人 保 健 特 別 会 計	4,144 千円	1,393,534 千円
公共下水道事業特別会計	△ 64,893 千円	988,153 千円
農業集落排水事業特別会計	△ 853 千円	189,180 千円
介護保険事業特別会計	30 千円	772,459 千円
介護サービス事業特別会計	△ 11,152 千円	125,961 千円

●（別表2）公営企業会計

区 分		補正額	総 額
水道事業会計	収益的	収入 11,367 千円	335,451 千円
	支出 11,367 千円	335,451 千円	
工業用水道事業会計	収益的	収入 29 千円	307,216 千円
	支出 29 千円	307,216 千円	

住民税・国民健康保険税の申告はお早めに！

西郷村の申告相談期間は
2月10日(金)～3月15日(水)

申告の必要な方

○平成十八年一月一日現在、村内に居住して平成十七年中に所得があった方

○農業、営業、不動産、その他事業所得のあった方

※申告は、収支計算による申告が原則です。収入金額、必要経費を各項目ごとに算出し、所得金額を自分で計算し申告してください。なお、農業所得の申告についても、収支計算による自主申告となりますので「農業所得計算ノ1

ト」に記入の上、ご持参願います。

○給与収入だけの方で年の途中で退職したり、パート等で給与収入のあった方、または、会社等から給与支払報告書の出していない方（会社等から村に給与支払報告書が提出されている方は申告の必要はありません）

○国民健康保険に加入している方、又は、加入する予定のある方（収入が無くても申告が必要です。申告をしないと無収入であっても国民健康保険税の軽減措置が受けられなくなります）

○介護保険料を納付している方（六十五歳以上）とその世帯主の方は収入がなくても申告が必要です。（保険料の段階確定のため）

申告相談の案内ハガキが送付されない方でも前述に該当する方は、申告が必要です。

所得税の確定申告書を税務署に提出された方は、申告の必要はありません。なお、**税務署から申告書が送付された場合は、**

税務署での申告になります。（税務署の申告書は、自分で書いて、郵送でもできます。また、インターネットによる申告もできます。）

申告に持参する主なもの

○案内ハガキ、印鑑、申告者の預金通帳及び通帳印、源泉徴収票、恩給や年金の源泉徴収票、営業所得等のある方は帳簿、収支計算書、収入・支出の証明できる書類

○生命保険料、損害保険料、個人年金保険料、医療費（医療費の助成や保険金の支給を受けた方は、その決定通知書等）、国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料などの支払証明書、又は領収書

○農業申告をされる方は、農産物の販売明細、その他農業に関係する収入明細及び経費明細を記入した収支内訳書

※**収支内訳書を記入しないと申告の受付ができません。**

○身体に障がいのある方、又は、扶養控除を受ける方は身体障がい者手帳等、要介護等認定者は障がい者控除対象者認定書

申告相談の日時と場所

○申告相談の日時と場所は、個人宛に通知しますが、都合により指定された日時に来られない方や個人通知されない方で申告相談を受ける方は、下記日程表のうち、都合のよい日にお越しください。（なお、都合により、控室が変更になる場合があります。）

月 日	申告相談業種	会場及び時間
2月10日～16日	年金受給者及び一般の雑所得のある方	役場庁舎前 プレハブ会議室 (第一会議室) 受付時間 午前9時～11時 午後1時～3時 (ただし、土日祝日を除く)
2月17日～3月6日	農業所得のある方	
3月7日～8日	給与所得のある方、平成16年中に転入した方、その他所得（譲渡、一時、配当等）のある方	
3月9日～10日	営業所得のある方	
3月13日～15日	不動産所得のある方、その他の事業所得のある方	

■問合せ 税務課 賦課係 ☎ 25-1113（内線 252・253）

申告相談



村消防団の出初め式が、雪が降り積もった熊倉小学校校庭で行われました。約 250 名の団員を前に統監の佐藤村長が「今年も安全安心の村づくりを推進しよう」と訓示しました。

また、徳田進団長から「消防団は、火災に限らず災害からも地域を守るために活動をお願いします」とあいさつがありました。通常点検、車両点検の検閲を行い、地域の安全を守る消防人としての心意気の高さを示しました。

今年 1 年を無災害に



1 / 8

文化活動推進事業の一環として日本の伝統文化に触れてもらおうと、講談師の神田香織さんを迎えて「講談鑑賞会」が文化センターで行われました。

講談は、神田香織さんの代表作である「はだしのゲン」が披露され、原爆被害を生き抜いたゲンの体験を迫力ある語り口で、約 200 人の聴衆が熱心に聞き入っていました。

独特の語り口で

1 / 15



1 / 7



一層の発展を誓う

村民約 250 人が参加して、村民新年会がグランディ那須白河で開かれました。佐藤村長が「健康で活力ある村づくりに一層努力したい」と年頭のあいさつを行い、来賓祝辞に続いて、威勢のいい鏡開きと乾杯で新年を祝いました。祝謡などのアトラクションも行われ、和やかな雰囲気の中で、今年の村の一層の発展を願いながら新年を祝い合い、親睦を深めました。



1 / 14

自分で作った料理の味は

親子料理教室が、村保健福祉センターで行われ 15 名の川谷小学校の親子が参加しました。料理したメニューは、野菜たっぷりのすいとんや子どもに人気のあるカボチャのケーキ等の 4 品を作りました。

参加した児童は、包丁の使い方をお母さんに教わりながら大根やジャガイモなどの皮をむいたり一緒に調理をし、料理の大変さやお母さんの手際の良さを改めて実感していました。

村立みずほ保育園、まきば保育園では、小正月の行事である「だんごさし」を行いました。園長先生からだんごさしの由来を聞いた後、今年 1 年の幸せをお祈りしながら、赤白のだんごや鯛や酒樽を木に刺して飾り付けをしました。

また、まきば保育園では、老人クラブの方々に手ほどきを受けながら、一緒に小正月の伝統行事を楽しみました。



今年の幸せを願って

美しい歌声披露

文化活動の一環として行われている音楽の祭典「第 2 回音楽鑑賞会」が文化センターで開催されました。村内の小中学校の他、コーラスグループや白河市、郡山市の小中学校も招待され、日ごろの練習を重ねた合唱を披露しました。

大勢の聴衆が見守るステージで、最後に参加者全員で村の豊かな自然などを歌った「源流の里」などを合唱しました。

12 / 23



環境揭示季

「かしこく使おう、化学物質」

私達は、毎日の生活の中でたくさんの化学物質を利用しています。化学物質には、便利な性質もあるけれど、どんなものでも多かれ少なかれ、人間や動植物に有害な性質を持っています。しかし、正しい使い方をすれば環境リスクを減らすことができます。

排出ガス

量をできるだけ少なくするために、公共の乗り物や自転車を利用しましょう。また、低公害車を利用する、相乗りをする、急発進、急加速をしないなども効果があります。

洗剤

洗濯には、洗いたいものの量と汚れの程度にあった正しい量の洗剤を使いましょう。

殺虫剤

使用量を最小限にして、使った後は空気を入れ換えましょう。

塗料

ペンキを塗るときには、窓を開けたり換気扇を回すなど空気を入れ換えをして、においをあまり吸い込まないように注意しましょう。

化学物質の環境リスクを減らす方法の例

1. 表示をよく読み、使用上の注意を守って正しく使う。
2. 無駄を省いて必要な量だけ使うようにする。
3. 部屋の中で使う時は、空気の入れ換えをするなど、体にとりこむ量をできるだけ減らすようにする。

転倒予防のための歩き方

高齢者が転びやすい理由は、ずばり、筋肉の衰えにあります。つま先が上がらないので、少しの段差でもつまずいてしまうのです。

これからは、生涯現役の時代です。日々、目が覚めるごとに若さがよみがえるように筋力を強化しましょう。

筋肉は、うれしいことに「年齢」には関係なく、使えば強くなり、使わなければ衰えます。

まず、最初は、しっかり太ももが上げられるよう「大腰筋」を強めます。「大腰筋」が衰えると転びやすくなり、

西郷村シンボルスポート

健康ウォーキング



シリーズ⑩—

「転倒予防にもなるウォーキング」

最近、歩幅が狭くなったと感じたり、足が思うように上がらず、うっかりつまずいてしまったということはないでしょうか？
これらは、脚を持ち上げて前に出す筋肉が衰えたことによる可能性があります。
ウォーキングは、その筋肉を無理なく鍛え、転倒しにくい歩き方を学ぶことができます。

「立ち姿勢で靴下が履ける」

歩きが遅く、長く座ると何かにもたれたくなったりします。

「大腰筋」を鍛えると立っている状態でも靴下が楽に履くことができますので試してみてください。

また、歩き方も注意して歩いてみてください。

普段の歩き方のコツ

つま先を上げカカトから着地し膝を伸ばします。

雪道の歩き方のコツ

滑らないように、足を地面に垂直に近い角度でおろし、垂直に近い角度で引き上げます。歩幅は少し狭く、重心は足裏の中心にします。

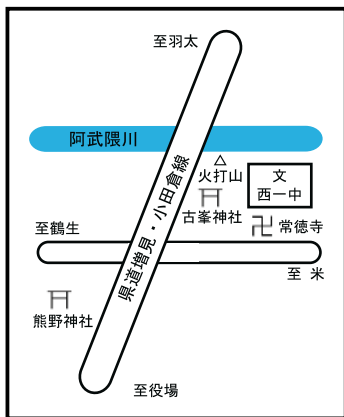
■お問い合わせ

生涯学習課・健康推進課



にしごうの神社

第17回 「古峯神社」(熊倉)



西郷第一中学校の西側に小高い山があります。火打山と呼ばれ、その麓に社が建っています。これが古峯神社です。地元の方の話によれば、以前は火打山の中腹に社が建っていたそうですが、大風により飛ばされ、現在の所に建て直したそうです。残念ながら本社は『白河風土記』、『西白河郡誌』等の書物には載っていません。しかし、神社の敷地に建てられている石造物から由緒を知ることができます。社の近くにある燈籠や狛犬は昭和十三・十四年のものですが、火打山の中腹にある燈籠は明治二十年（一八八七）と明治二十四年に建てられているものです。また鳥居も明治二十四年のものであることから、明治二十年前後には古峯神社が火打山の中腹にあり、昭和初期に現在の場所に建て直されたものと思われる。また、火打山の頂上には「奉祭古峯神社日本武命」と刻まれた明治四年の石碑があり、明治の初めには創建されていたのかもしれない。

古峯神社は栃木県鹿沼市にある神社で火災や盗難の防除をはじめ農作、開運、安全等の招福を祈る神社で、全村に代参講という村を代表して二・三名が

お札をもらいに行き、村民に配る風習がありました。ために村内各地の方が寄附されています。火打山という名前は、火打ち石がとれたことから名付けられたという説がありますが、火伏せ（火災防御）の神様である古峯神社が火打山に祀られたのに関連性があるかもしれません。

子どもを地域全体で守るために

西郷村PTA連絡協議会では、「2005緊急アピールたすけて！子どもたち」ポスターを作成し、各商店や通学路に掲示しました。

最近、子どもをねらった犯罪が多い中、連絡協議会では、村内の子どもたちを守るための話し合いが行われていました。その結果、子どもたちにも自分自身を守るように、また地域の大人に子どもたちを見守ってもらうように、スターの制作しました。このポスターは、子どもたちが不審者に出会った時の対処法や、地域の方々に子どもの安全確保や、不審者を見つけた場合の警察への通報をお願いしたもので、村内児童・生徒の保護者へ配布したほか各学校のPTAが通学路や商店などにポスターの掲示を依頼しています。

熊倉小学校の山本校長先生は、「学校・保護者ばかりでなく地域で子どもを守り、子どもがのびのびと成長できる西郷村を作りましょう」と話していました。



▲ポスターの掲示をお願いしています



information

お知らせと情報

各課直通電話番号

課局室名	電話番号	課局室名	電話番号
総務課	25-1112	企画調整課	25-2943
税務課	25-1113	下水道課	25-2912
住民生活課(住民生活安全)	25-1114 25-2197	会計室	25-2934
行政サービスセンター	31-2237	議会事務局	25-2980
健康推進課(保健・国保)	25-1115	農業委員会事務局	25-2946
(地域福祉・高齢者福祉・介護保険)	25-3910	西郷村土地改良区	25-1116
在宅介護支援センター	25-5121	学校教育課	25-2370
商工観光課	25-2910	学校給食センター	25-1256
農政課	25-1116	生涯学習課	25-2371
建設課	25-1117 25-1118	水道事業所	25-2962
		代表	25-1111

●歯科医 休日当番日

2. 5	泉崎歯科医院	(泉崎村)	☎ 53-2945
2.11	酒井歯科医院	(矢吹町)	☎ 42-2303
2.12	たまち歯科医院	(矢吹町)	☎ 44-4889
2.19	佐久間歯科医院	(矢吹町)	☎ 44-3118
2.26	佐藤歯科医院	(白河市)	☎ 23-1184

●小児科医 休日当番日(白河地区)

2. 5	樋口小児クリニック	(矢吹町)	☎ 42-2040
2.11	みうら小児クリニック	(白河市)	☎ 28-1001
2.12	わたなべ子どもクリニック	(白河市)	☎ 21-2166
2.19	岡区小児科内科医院	(白河市)	☎ 23-7811
2.26	おかざきクリニック	(白河市)	☎ 23-2551

●内科医 休日当番日(白河地区)

2. 5	つかはら内科クリニック	(白河市)	☎ 24-1011
2.11	ニューロクリニック	(西郷村)	☎ 24-4111
2.12	野村貫成堂クリニック	(白河市)	☎ 23-3071
2.19	穂積医院	(白河市)	☎ 22-5101
2.26	宇都宮クリニック	(白河市)	☎ 31-1570

※電話案内 しらかわ救急情報センター ☎ 23-9909
(看護師が電話にて当番医の紹介や当番医以外の専門医等の紹介や場所の案内をします。)

●今月の納税

固定資産税(4期)
国民健康保険税(8期)
介護保険料(8期)

2月28日(火)までにお納めください。
※納税は便利な口座振替で

お知らせ

人権擁護委員

総務省では、西郷村を担当する人権擁護委員として、平成18年1月1日付で次の方を再委嘱いたしました。
・人権擁護委員 菊地芳枝
住所 西郷村大字米字上畑60―1
☎25―11159
・人権擁護委員 松田ハルヨ
住所 西郷村大字真船字小萱55
☎25―1724

※人権擁護委員はいつでも自宅で相談に応じております。

■問合せ 住民生活課(住民係)

「白河市・西郷村サイン統一計画」推進セミナー
地域イメージを左右し景観の重要な要素であるサインについて、西郷村と協同で地域内のサインを統一的な意匠によつて整備し、内外にアピールすることにより、交流の基盤となる地域のイメージアップを図ることを目的とし「白河市・西郷村サイ

おおむね60才以上でシルバー人材センターの趣旨に賛同される方なら、どなたでも入会出来ます。
入会については、左記までお問い合わせ下さい。
皆さんの入会をお待ちしています。

■問合せ

(白河・西郷広域シルバー人材センター)
白河事務所 ☎22―9128
西郷支所 ☎25―5128

県警ヘリからのお願い

県警ヘリは、災害救助、山岳遭難救助等の他、パトカーや捜査員等と連携して逃走する犯人や車両の検索、追跡、検挙活動を行ったり、交通事故や帰省ラッシュ等による交通渋滞時の情報収集活動、行方不明になっている方の捜索など、幅広い警察活動をしています。

それ以外にも、普段から県民の皆さんの安全を守るため、県内各地をくまなくパトロールしており、市街地や皆さんの住宅の上空を飛行することがあります。

ヘリコプターは、飛行中大きな音が発生するため、騒音による皆さんへの負担を軽減しようと、充分配慮し活動しています。

※県警ヘリ活動状況

	平成17年(10月末)		平成16年(10月末)		前年対比	
	回数	件数	回数	件数	回数	件数
山岳・水難救助	27	21	40	30	-13	-9
行方不明者捜索	35	28	24	14	11	14
磐梯山・原発警戒等	132	132	96	96	36	36
山林火災等	20	18	15	14	5	4
災害警備等	14	8	5	5	9	3
産廃関係	18	18	23	23	-5	-5
捜査関係	93	88	78	74	15	14
交通関係	13	11	2	2	11	9
警衛警護	36	29	7	5	29	24
警ら	103	―	79	―	24	―
応援派遣	0	0	14	2	-14	-2
その他	18	13	8	5	10	8
計	509	366	391	270	118	96



しかしながら、活動内容によっては低空飛行を必要とする場合もあり、騒音によりご迷惑をお掛けすることもあるかと思いますが、安全、安心な街づくりのため県警ヘリによる警察活動へのご理解を戴き、ご協力をよろしくお願いいたします。

石綿にさらされる業務に従事していた労働者の方へ

原発性肺ガン、中皮腫等を発症しており、それが業務により石綿にさらされたことが原因であると認められた場合には、労災補償を受けることができます。また、これらは発症までの期間が、非常に長く、原発性肺がんで15年～40年、中皮腫で20年～50年との特徴があり、その因果関係(石綿をすった場所)がはっきりしないという場合もありますが、労働基準監督署において、必要な調査を行いますのでご相談ください。

■問合せ 白河労働基準監督署
☎24―1391

自動車の登録手続

例年、年度末(3月)は自動車の検査・登録手続が急増し、処理の遅延や駐車場・待合室の混雑などが発生しております。

登録自動車及び小型二輪車の「廃車」、「名義変更」、「住所変更」等の手続き(申請)は、できるだけお早めにご利用いたします。

■問合せ 国土交通省
○福島運輸支局登録部門

●入場料 無料
■問合せ 白河市建設部都市計画課
☎22―1111(内線2283)
シルバー人材センターでああなたの能力を発揮してみませんか?
(白河・西郷広域シルバー人材センター)では、約600名の会員が就業しております。
健康で働く意欲のある方が長年培った知識、経験、技能を生かし、生きがいを得るとともに地域社会に貢献しています。

☎024―546―0341 (1月31日まで)

050―5540―2015 (2月1日から)

○いわき自動車検査登録事務所

☎0246―27―6151

050―5540―2016 (2月1日から)

相談

無料相談所

●日時 2月23日(木)(税理士記念日)10時～16時

●場所 白河地域職業訓練センター
●相談内容 確定申告に関する事、消費税改正に関する事、財産の贈与、相続、その他税に関する事
※東北税理士会白河支部所属の税理士が相談に応じます。

■問合せ 東北税理士会白河支部
☎22―5461

第2回法務なんでも無料相談所

●日時 2月5日(日)10時～16時
●場所 福島地方法務局白河支局
●内容 不動産・商業登記の手続・

募 集

土地の境界問題・遺産相続、戸籍・国籍、夫婦・家庭内問題、お年寄り・子どもの虐待、いじめ・体罰問題、障がい者差別問題などについて

※電話相談も併せてお受けします。

☎ 024-534-2021

024-536-1155

024-536-1174

※秘密は厳守します。

■問合せ 福島地方事務局白河支局

☎ 22-1201

生命の貯蓄体操

リーダー研修生募集

生命（いのち）の貯蓄体操とは、健康づくりを目的とした日本式気功養生術です。今後この体操を西郷村の健康づくり事業として普及するにあたり、リーダーとして活動して頂ける方を募集いたします。

☐ 「貸します詐欺」にご注意ください

最近、大手金融機関などを装って、「お金を貸します」といった内容の偽者DM（ダイレクトメール）や携帯メール等を送りつけて、保証金や保険金名目でお金を騙し取る新手の手口が急増しています。

このような詐欺行為を「**貸します詐欺**」といいます。被害にあわないよう十分ご注意ください。

☐ 「^{だま}騙されないための心構え三か条」

（第一のポイント）

■取引関係のないところから突然送られてくる、「**お金貸します**」とのダイレクトメール（DM）・携帯メール等に注意。

（低金利で、しかも高額を貸し付けるかのような広告に注意）

（第二のポイント）

■融資をする前に、様々な口実で**お金を振り込まそうとする手口**に注意。（保証金、保険料などの名目で必ずお金を要求してきます）

（第三のポイント）

■「**貸します詐欺**」かもしれないと感じたら、以下に問い合わせ。

「貸します詐欺」被害ホットライン

03-5320-4775（東京都貸金業対策課）

平日：9時～12時、13時～16時30分

※夜間・休日は、留守番電話の「受付ダイヤル」になります。

●日時

・第1回 2月13日（月）

・第2回 2月20日（月）

※両日ともに10時～16時

●場所 西郷村保健福祉センター

●講師 生命の貯蓄体操普及会

●助教授 坂井幸子氏

●募集人数 30名

●募集条件 二日間の研修が受講できる方、研修終了後普及活動に協力出来る方

●申込締切 2月8日（水）

●問合せ・申込み 健康推進課（保健係）

電気通信サービスモニター

総務省では、電気通信サービスを安心・快適にご利用いただけるよう、利用者の視点に立った情報通信行政の推進に取り組んでおります。

電気通信サービスに関する利用者のご意見やご要望を幅広くお聞かせいただき、今後の情報通信行政に反映させるため、電気通信サービスモニターを募集します。

●応募資格 電話・インターネット等の電気通信サービスに関心がある満20歳以上の方で、「モニターにお願いすること」にご協力いただける方。

●モニターにお願いすること

①総務省が実施するアンケート調査（年2回実施予定）への回答（モニター全員）

②地域で開催するモニター会議への出席

（別途出席をお願いする方のみ）

●委託期間 4月1日～平成19年3月31日までの1年間

●募集人員 東北管内で20名

※詳しい内容、応募方法については問合せください。

●募集締切 2月20日（月）

●問合せ・応募先

〒980-8795

仙台市青葉区本町3-2-23

東北総合通信局 電気通信事業課

☎ 022-221-0628

FAX 022-221-0613

●善意

ありがとうございます。

◎西郷村に寄付された方々をご紹介します。

▼芳賀信義さん

【小田倉】

（12月14日、歯科事業のブラッシング指導のために）

歯ブラシ

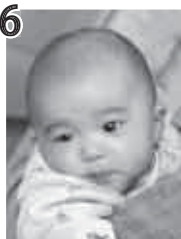
一、四〇〇本

行事 カレンダー

2006 年 2 月
February

●今月の顔———

4 ヶ月児健康診査
に来ていた赤ちゃんたちです。

日	月	火	水	木	金	土
			1 村立西郷幼稚園 1 日 入 園 (10:00 村立西郷幼稚園)	2 子育て講座 (12:40 保健福祉センター) BCG 予 防 接 種 (13:00 保健福祉セ ンター) 英会話教室 (19:00 文化センター)	3 	4 
5 屋内健康ウォーキ ング教室 (10:00 保健福祉センター)	6 	7 まきば保育園新入 園児説明会 (9:00 まきば保育園) プレママ教室 (10:00 保健福祉セ ンター)	8 みずほ保育園入園 説明会 (9:30 みず ほ保育園)	9 6～7 ヶ月児健康 相談 (9:30 保健福 祉センター) 母子手帳交付・健 康相談 (13:00 保 健福祉センター) 英会話教室 (19:00 文化センター)	10 心配ごと相談会 (13:00 高齢者生活 支援センター)	11 建国記念日
12 心の教育講演会 (13:20 文化センター)	13 生命の貯蓄体操 リーダー研修会 (10:00 保健福祉セ ンター)	14 個別健康教育 (7:30 保健福祉セ ンター) 西郷村体育協会 表彰式 (18:30 文 化センター)	15 3 才児健康診査 (13:00 保健福祉セ ンター)	16 献血 (10:00 文化 センター) 英会話教室 (19:00 文化センター)	17 冬山遭難救助訓練 (8:00 那須甲子少 年自然の家) 台湾ウルルン研修 紀行 (～19 日台湾)	18 
19 第 33 回村民スキー・ スノーボード大会 (9:00 グランディ羽 鳥湖スキーリゾート) 屋内健康ウォーキ ング教室 (10:00 保健福祉センター)	20 生命の貯蓄体操 リーダー研修会 (10:00 保健福祉セ ンター)	21 西郷村長選挙告示 (8:30 役場・第一 会議室)	22 歯科クリニック (幼児 13:00、6 才 児 13:45 保健福祉 センター)	23 母子手帳交付・健 康相談 (13:00 保 健福祉センター) 英会話教室 (19:00 文化センター)	24 1 才 6 ヶ月児健康 診査 (13:00 保 健 福祉センター) 心配ごと特別相談 会 (13:10 高 齢 者 生活支援センター)	25 
26 	27 行政相談所開設 (13:30 文化センター)	28 				

★県南地域の主な行事です (NPO 法人カルチャーネットワーク提供)

- ・ 2/4 平成 17 年度源流の里・地域づくり交流会 (サン
ルート白河 13:00)
- ・ 2/5 あそびの学校「粘土のタップドール」(ジャスコ
白河西郷店 13:30)
- ・ 2/9 おはなしのくに (白河市立図書館 15:30)
- ・ 2/11 白河だるま市 (白河市駅前～天神町～中町～本町 9:00)
- ・ 2/11～12 天栄村雪の祭典・羽鳥湖高原かまっこ祭り
(羽鳥湖高原交流促進センター 10:00)
- ・ 2/17 白河市合併記念「NHK ふれあいフェスタ in しら
かわ」(白河市民会館 18:00)
- ・ 2/25 白河シネマパラダイス「NANA」(白河市文化
センター 14:00、18:00)

誌上天然色作品展

(村内の小・中学校の児童や生徒のみなさんの作品を紹介しています。)

図画

「のぼりぼうで遊んだよ」



小田倉小学校一年
村山 永真



担任の飛知和成美先生から一言

大きく勢いよく描けました。遊んだときの永真さんの楽しい気持ちが画面いっぱい絵からよく伝わってきます。

詩

「あまりのあるわり算」



小田倉小学校三年
宮原 彩香

先生方がいっぱい来た。
きんちようしてドキドキしていた。
じゅぎようが始まった。
先生が問題を書き始めた。
問題の中に、四角が書いてあった。
あれ？あの四角は何？
四角に何が入るんだろう？
数字が入った。
12の次に15、そして14。
14÷3の計算のしかたを考えた。
14÷3はできる？できない？
頭の中が、ぐちゃぐちゃになってしまった。
でも考えた。
おさらに3こずつ入れてみたら、
4人に分けられた。
2こあまったけど…。
14÷3はかいけつしてすっきり。
わたしも自分の考えがもててうれしい。

担任の渡辺恭子先生から一言

研究授業で行った算数の学習の様子が、よく書けましたね。彩香さんの思いが伝わってきます。がんばって考えた算数でした。

書

「元気な子」



小田倉小学校五年
相川 直都



担任の鷲尾敦子先生から一言

いつも丁寧に文字を書いている直都くん。「元気な子」も、漢字と仮名のバランスを考え、美しい線で書き上げることができました。